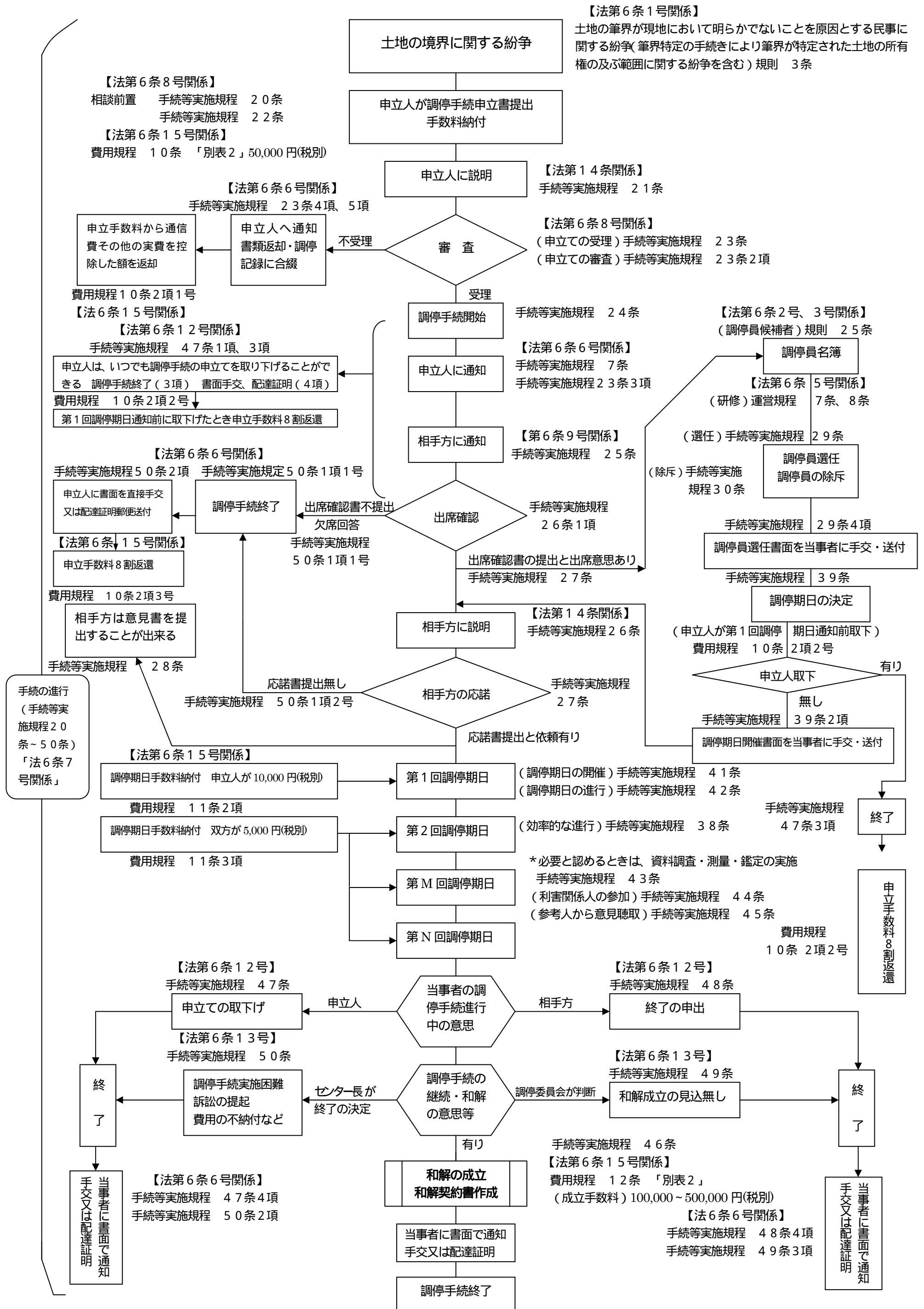


民間紛争解決手続の業務の内容及び実施方法の概要



【法第6条1号関係】
土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定の手続きにより筆界が特定された土地の所有権の及び範囲に関する紛争を含む) 規則 3条

【法第6条8号関係】
相談前置 手続等実施規程 20条
手続等実施規程 22条

【法第6条15号関係】
費用規程 10条 「別表2」50,000円(税別)

【法第6条6号関係】
手続等実施規程 23条4項、5項

【法第14条関係】
手続等実施規程 21条

【法第6条8号関係】
(申立ての受理) 手続等実施規程 23条
(申立ての審査) 手続等実施規程 23条2項

申立手数料から通信費その他の実費を控除した額を返却
費用規程 10条2項1号

【法6条15号関係】
【法第6条12号関係】
手続等実施規程 47条1項、3項

申立人は、いつでも調停手続の申立てを取り下げることができる。調停手続終了(3項) 書面手交、配達証明(4項)
費用規程 10条2項2号
第1回調停期日通知前に取下げたとき申立手数料8割返還

【法第6条6号関係】
手続等実施規程 7条
手続等実施規程 23条3項

【法第6条2号、3号関係】
(調停員候補者) 規則 25条

【法第6条5号関係】
(研修) 運営規程 7条、8条

(選任) 手続等実施規程 29条

(除斥) 手続等実施規程 30条

手続等実施規程 29条4項

【法第6条6号関係】
手続等実施規程 50条2項 手続等実施規定 50条1項1号

申立人に書面を直接手交又は配達証明郵便送付
調停手続終了

【法第6条15号関係】
申立手数料8割返還

費用規程 10条2項3号

相手方は意見書を提出することができる

手続等実施規程 28条

【法第6条9号関係】
手続等実施規程 25条

手続等実施規程 26条1項

出席確認書の提出と出席意思あり
手続等実施規程 27条

【法第14条関係】
手続等実施規程 26条

手続等実施規程 27条

調停員選任書面を当事者に手交・送付

手続等実施規程 39条

調停期日の決定

(申立人が第1回調停期日通知前取下)
費用規程 10条2項2号

申立人取下

無し 手続等実施規程 39条2項

調停期日開催書面を当事者に手交・送付

手続の進行(手続等実施規程20条~50条)「法6条7号関係」

【法第6条15号関係】
調停期日手数料納付 申立人が10,000円(税別)

費用規程 11条2項

調停期日手数料納付 双方が5,000円(税別)

費用規程 11条3項

第1回調停期日 (調停期日の開催) 手続等実施規程 41条
(調停期日の進行) 手続等実施規程 42条

第2回調停期日 (効率的な進行) 手続等実施規程 38条

第M回調停期日 (利害関係人の参加) 手続等実施規程 44条

第N回調停期日 (参考人から意見聴取) 手続等実施規程 45条

*必要と認めるときは、資料調査・測量・鑑定の実施

手続等実施規程 43条

(参考人から意見聴取) 手続等実施規程 45条

費用規程 10条2項2号

手続等実施規程 47条3項

【法第6条12号】
手続等実施規程 47条

申立ての取下げ

【法第6条13号】
手続等実施規程 50条

終了

調停手続実施困難訴訟の提起費用の不納付など

センター長が終了の決定

当事者に書面で通知
手交又は配達証明

【法第6条6号関係】
手続等実施規程 47条4項
手続等実施規程 50条2項

【法第6条12号】
手続等実施規程 48条

終了の申出

【法第6条13号】
手続等実施規程 49条

和解成立の見込無し

終了

手続等実施規程 46条

【法第6条15号関係】
費用規程 12条「別表2」
(成立手数料)100,000~500,000円(税別)

【法6条6号関係】

手続等実施規程 48条4項
手続等実施規程 49条3項

当事者に書面で通知
手交又は配達証明

和解の成立
和解契約書作成

当事者に書面で通知
手交又は配達証明

調停手続終了